明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務二八）　一
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一七）　五
○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境三）　六
〔告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務一一六）　三
○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件（同一一七）　七
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（国土交通二九二）　九
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同二九三）　一〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同二九四）　一三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成三十年度警察共済組合決算の要旨、独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一四
会社その他
会社決算公告　一六

## 省令

**○総務省令第二十八号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十八日

総務大臣　石田　真敏